

整商連第 5-56 号

令和 5 年 7 月 3 日

自動車整備商工組合
各 道内自動車整備協同組合 専務理事 殿
自動車整備振興会

日本自動車整備商工組合連合会

専務理事 木場 宣行

(公印省略)

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号(セーフティネット保証 5 号)の
指定業種に係る官報掲載について

拝啓 時下、貴組合(会)ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記保証制度に基づく指定業種につきましては、業務連絡(令和 5 年 6 月 19 日付)
中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号(セーフティネット保証 5 号)に基づく、指定業種
のお知らせについて」により、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの期間におけ
る指定業種に自動車一般整備業が指定されなかった旨ご案内致しましたが、このたび別添
のとおり官報告示されましたので貴組合(会)員事業者への周知方よろしくお願い致します。

敬具

別添 令和 5 年 6 月 26 日付け 官報 号外第 137 号

経済産業省告示第 91 号



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔法 律〕

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部を改正する法律
(七〇)

○裁判官弾劾法の一部を改正する法律
(七一)

○民間公益活動を促進するための休眠
預金等に係る資金の活用に関する法
律の一部を改正する法律(七一)

〔政 令〕

○個人情報保護委員会事務局組織令の
一部を改正する政令(一一三)

○金融庁組織令の一部を改正する政令
(一一四)

○厚生労働省組織令の一部を改正する
政令(一一五)

○経済産業省組織令の一部を改正する
政令(一一六)

○環境省組織令の一部を改正する政令
(一一七)

○防衛省組織令の一部を改正する政令
(一一八)

○国の物品等又は特定役務の調達手続
の特例を定める政令の一部を改正す
る政令(一二九)

○不正競争防止法等の一部を改正する
法律の一部の施行期日を定める政令
(一三〇)

〔府 令〕

○金融商品取引法施行令の一部を改正
する政令(一三一)

○輸出貿易管理令の一部を改正する政
令(一三二)

○年金生活者支援給付金の支給に関す
る法律施行令の一部を改正する政令
(一三三)

〔内閣府令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改
正する内閣府令(内閣府五四)

○金融庁組織規則の一部を改正する内
閣府令(同五五)

○公認会計士・監査審査会事務局組織
規則の一部を改正する内閣府令
(同五六)

○財務計算に関する書類その他の情報
の適正性を確保するための体制に関
する内閣府令の一部を改正する内閣
府令(同五七)

○消費者庁組織規則の一部を改正する
内閣府令(同五八)

〔府令・省令〕

○地域公共交通の活性化及び再生に関
する法律に基づく道路運送高度化実
施計画、地域旅客運送サービス継続
実施計画、貨客運送効率化実施計画、
地域公共交通利便増進実施計画及び
新地域旅客運送事業計画の認定に係
る都道府県公安委員会の意見の聴取
に関する命令の一部を改正する命令
(内閣府・国土交通四)

〔省 令〕

○国税不服審判所組織規則及び財務省
組織規則の一部を改正する省令
(財務四四)

○寄託又は供託二係ル国債ノ償還元金
代り新公債交付二関スル特別取扱規
程等を廃止する省令(同四五)

○租税特別措置法施行規則の一部を改
正する省令(同四六)

○法人税法施行規則の一部を改正する
省令(同四七)

○地方法人税法施行規則の一部を改正
する省令(同四八)

○国税関係法令に係る情報通信技術を
活用した行政の推進等に関する省令
の一部を改正する省令(同四九)

○厚生労働省組織規則の一部を改正す
る省令(厚生労働九〇)

○厚生労働省組織規則の一部を改正す
る省令(同九一)

○理容師法第四条の二第一項及び美容
師法第四条の二第一項に規定する指
定試験機関を指定する省令の一部を
改正する省令(同九二)

○独立行政法人水資源機構の業務運営
に関する省令の一部を改正する省令
(厚生労働・農林水産・経済産業・
国土交通二)

○経済産業省組織規則の一部を改正す
る省令(経済産業三三)

○特許法施行規則の一部を改正する省
令(同三四)

○国土交通省組織規則の一部を改正す
る省令(国土交通五〇)

○海上運送法等の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う国土交通省関係
省令の整備に関する省令(同五一)

○船員法施行規則の一部を改正する省
令(同五二)

○海難審判法施行規則の一部を改正す
る省令(同五三)

○道路運送車両法関係手数料規則及び
自動車の特定改造等の許可に関する
省令の一部を改正する省令(同五四)

○地域公共交通の活性化及び再生に関
する法律施行規則の一部を改正する
省令(同五五)

○環境省組織規則の一部を改正する省
令(環境一一)

○環境省組織規則の一部を改正する省
令(環境一一)

○環境省組織規則の一部を改正する省
令(環境一一)

本日公布された法令の「あらし」は、
次のページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)
○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則及び防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令(防衛九)

〔規則〕

○人事院規則九一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則(人事院九一七―一六九)
○人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(同九一五五―一四六)

〔告示〕

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件(子ども家庭庁一)
○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件(総務・国土交通一)

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第四項、法人税法施行規則第三十六條の四第六項、地方税法施行規則第七條第六項及び消費税法施行規則第二十三條の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件(国税庁二一)
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件(同二二)

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件の一部を改正する件(同二三)

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(厚生労働二二一)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件(同二二二)

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(同二二三)

○理容師法及び美容師法に基づく指定登録機関の主たる事務所の所在地を変更する件(同二二四)

○中小企業信用保険法第二條第五項第五号の業種を指定する件(経済産業九一)

○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示(同九二)

○山形空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(国土交通六一八)

○北九州空港の施設について告示した事項に変更があった件(同六一九)

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を変更する件(同六二〇)

○船員職業安定法施行規則第三條第三項に規定する医師指定の一部を改正する告示(同六二一)

○低騒音型建設機械の指定に関する件(同六二二)

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同六二三)

○自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示(同六二四)

○租税特別措置法第十一條第一項及び第四十三條第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示(同六二五)

○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境四九)

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(同五〇)

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

公聴会

北九州空港の施設変更に関する公聴会(国土交通省)

〔資料〕

国庫歳入歳出状況(令和四年度令和五年四月分)、(令和五年度令和五年四月分)(財務省)

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七〇号(国会))
1 議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外することとした。(第八條の二関係)
2 この法律は、第二二回国会の召集の日から施行することとした。

◇裁判官弾劾法の一部を改正する法律(法律第七一号(国会))
1 裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することとした。(第五條第一〇項及び第一六條第九項関係)
2 この法律は、第二二回国会の召集の日から施行することとした。

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律(法律第七二号(内閣府))
1 総則的規定の改正
(一) 目的規定の改正
目的規定に、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記することとした。(第一條関係)
(二) 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念の改正
休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念における経済社会情勢の急速な変化の例示として、国際化の進展を明記することとした。(第一六條第一項関係)
2 資金分配団体に関する規定の整備
(一) 資金分配団体の定義に、実行団体に対し助成等(助成、貸付け又は出資をいう。以下同じ。)に付随する助言又は派遣(民間公益活動の実施のための助言又は民間公益活動に関する知識及び経験を有する者の派遣をいう。以下同じ。)を行うことを明記することとした。(第一九條第二項第三号口関係)

○北九州空港の施設変更に関する公聴会(国土交通省)
○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を変更する件(同六二〇)
○船員職業安定法施行規則第三條第三項に規定する医師指定の一部を改正する告示(同六二一)

へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管理責任者」という。)について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。)であつて、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。)、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

ト (略)
二・三 (略)

ト (略)
二・三 (略)

へ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについて、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

○厚生労働省告示第二百二十四号

平成十年厚生省告示第四百十号をもつて告示した指定登録機関財団法人理容師美容師試験研修センターの主たる事務所の所在地を、令和五年七月一日をもつて、次のとおり変更する旨の届出を受理したので、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第五条の五において準用する同法第四条の四第三項及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第五条の五において準用する同法第四条の四第三項の規定に基づき告示し、令和五年七月一日から適用する。

令和五年六月三十日
変更前の所在地 東京都江東区有明三丁目一番地二十五
変更後の所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

○経済産業省告示第九十一号

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和五年六月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

厚生労働大臣 加藤 勝信

番号	業 種	指 定期間
一	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)	令和五年七月一日から同年九月三十日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	石炭鉱業(石炭選別業を含む)	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	ぎょう灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	耐火粘土鉱業	
十五	ろう石鉱業	
十六	ドロマイト鉱業	
十七	長石鉱業	
十八	けい石鉱業	
十九	天然けい砂鉱業	
二十	ベントナイト鉱業	
二十一	けいそう土鉱業	
二十二	滑石鉱業	
二十三	他に分類されない鉱業	
二十四	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)	
二十五	造園工事業	

五十四	水産練製品製造業
五十三	海藻加工業
五十二	水産缶詰・瓶詰製造業
五十一	その他の畜産食品製造業
五十	肉加工品製造業
四十九	部分肉・冷凍肉製造業
四十八	熱絶縁工事業
四十七	築炉工事業
四十六	その他の管工事業
四十五	給排水・衛生設備工事業
四十四	冷暖房設備工事業
四十三	信号装置工事業
四十二	有線テレビジョン放送設備設置工事業
四十一	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）
四十	はつり・解体工事業
三十九	防水工事業
三十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
三十七	木製建具工事業
三十六	金属製建具工事業
三十五	床工事業
三十四	コンクリートブロック工事業
三十三	タイル工事業
三十二	れんが工事業
三十一	鉄筋工事業
三十	とび工事業
二十九	型枠大工工事業
二十八	建築リフォーム工事業
二十七	木造建築工事業
二十六	建築工事業（木造建築工事業を除く）

八十一	かさ高加工糸製造業
八十	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
七十九	毛紡績業
七十八	化学繊維紡績業
七十七	綿紡績業
七十六	製糸業
七十五	有機質肥料製造業
七十四	単体飼料製造業
七十三	製茶業
七十二	蒸留酒・混成酒製造業
七十一	清酒製造業
七十	ビール類製造業
六十九	果実酒製造業
六十八	清涼飲料製造業
六十七	他に分類されない食料品製造業
六十六	豆腐・油揚げ製造業
六十五	でんぶん製造業
六十四	精米・精麦業
六十三	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
六十二	その他の調味料製造業
六十一	ソース製造業
六十	しょう油・食用アミノ酸製造業
五十九	味そ製造業
五十八	その他の水産食品製造業
五十七	冷凍水産食品製造業
五十六	冷凍水産物製造業
五十五	塩干・塩蔵品製造業

百五	百四	百三	百二	百一	百	九十九	九十八	九十七	九十六	九十五	九十四	九十三	九十二	九十一	九十	八十九	八十八	八十七	八十六	八十五	八十四	八十三	八十二
織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	その他の繊維粗製品製造業	フェルト・不織布製造業	組ひも製造業	レース製造業	繊維雑品染色整理業	ニット・レース染色整理業	綿状繊維・糸染色整理業	織物手加工染色整理業	織物整理業	絹・人絹織物機械染色業	綿・スフ・麻織物機械染色業	横編ニット生地製造業	たて編ニット生地製造業	丸編ニット生地製造業	その他の織物業	細幅織物業	毛織物業	絹・人絹織物業	綿・スフ織物業

百三十二	百三十一	百三十	百二十九	百二十八	百二十七	百二十六	百二十五	百二十四	百二十三	百二十二	百二十一	百二十	百十九	百十八	百十七	百十六	百十五	百十四	百十三	百十二	百十一	百十	百九	百八	百七	百六
銘木製造業	繊維板製造業	パーティクルボード製造業	建築用木製組立材料製造業	集成材製造業	合板製造業	造作材製造業（建具を除く）	木材チップ製造業	単板（ベニヤ）製造業	一般製材業	他に分類されない繊維製品製造業	繊維製衛生材料製造業	タオル製造業	刺しゅう業	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	寝具製造業	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	帽子製造業（帽体を含む）	手袋製造業	靴下製造業	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	ネクタイ製造業	和装製品製造業（足袋を含む）	補整着製造業	織物製・ニット製寝着類製造業	ニット製下着製造業	織物製下着製造業

百三十三	床板製造業
百三十四	竹・とう・きりゅう等容器製造業
百三十五	木箱製造業
百三十六	たる・おけ製造業
百三十七	木材薬品処理業
百三十八	他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）
百三十九	木製家具製造業（漆塗りを除く）
百四十	金属製家具製造業
百四十一	マットレス・組スプリング製造業
百四十二	宗教用具製造業
百四十三	事務所用・店舗用装備品製造業
百四十四	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
百四十五	鏡縁・額縁製造業
百四十六	パルプ製造業
百四十七	板紙製造業
百四十八	オフセット印刷業（紙に対するもの）
百四十九	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）
百五十	紙以外の印刷業
百五十一	製版業
百五十二	製本業
百五十三	印刷物加工業
百五十四	印刷関連サービス業
百五十五	複合肥料製造業
百五十六	ソーダ工業
百五十七	圧縮ガス・液化ガス製造業
百五十八	塩製造業
百五十九	その他の無機化学工業製品製造業

百六十	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
百六十一	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
百六十二	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
百六十三	プラスチック製造業
百六十四	合成ゴム製造業
百六十五	その他の有機化学工業製品製造業
百六十六	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）
百六十七	塗料製造業
百六十八	印刷インキ製造業
百六十九	生物学的製剤製造業
百七十	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）
百七十一	頭髪用化粧品製造業
百七十二	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業
百七十三	ゼラチン・接着剤製造業
百七十四	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
百七十五	その他の石油製品・石炭製品製造業
百七十六	プラスチック板・棒製造業
百七十七	プラスチック管製造業
百七十八	プラスチック異形押出製品製造業
百七十九	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百八十	プラスチックフィルム製造業
百八十一	プラスチックシート製造業
百八十二	プラスチック床材製造業
百八十三	合成皮革製造業
百八十四	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業

二百十	毛皮製造業
二百九	ハンドバッグ製造業
二百八	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
二百七	かばん製造業
二百六	革製手袋製造業
二百五	革製履物製造業
二百四	革製履物用材料・同附属品製造業
二百三	工業用革製品製造業（手袋を除く）
二百二	なめし革製造業
二百一	工業用ゴム製品製造業
二百	ゴムベルト製造業
百九十九	プラスチック製履物・同附属品製造業
百九十八	ゴム製履物・同附属品製造業
百九十七	自動車タイヤ・チューブ製造業
百九十六	他に分類されないプラスチック製品製造業
百九十五	プラスチック製容器製造業
百九十四	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
百九十三	発泡・強化プラスチック製品加工業
百九十二	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百九十一	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百九十	硬質プラスチック発泡製品製造業
百八十九	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）
百八十八	工業用プラスチック製品加工業
百八十七	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
百八十六	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
百八十五	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）

二百三十一	その他のなめし革製品製造業
二百三十	石灰製造業
二百二十九	鉱物・土石粉砕等処理業
二百二十八	けいそう土・同製品製造業
二百二十七	石工品製造業
二百二十六	再生骨材製造業
二百二十五	砕石製造業
二百二十四	その他の陶磁器・同関連製品製造業
二百二十三	陶磁器用はい（坯）土製造業
二百二十二	陶磁器絵付業
二百二十一	陶磁器製タイル製造業
二百二十	陶磁器製置物製造業
二百十九	食卓用・ちゆう房用陶磁器製造業
二百十八	その他の建設用粘土製品製造業
二百十七	粘土かわら製造業
二百十六	コンクリート製品製造業
二百十五	生コンクリート製造業
二百十四	セメント製造業
二百十三	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業
二百十二	ガラス製加工素材製造業
二百十一	その他のなめし革製品製造業
二百三十五	引抜鋼管製造業
二百三十四	磨棒鋼製造業
二百三十三	鋼管製造業
二百三十二	製鋼・製鋼圧延業
二百三十一	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百三十	伸線業

二百三十七	可鍛鑄鉄製造業
二百三十八	鑄鋼製造業
二百三十九	鍛鋼製造業
二百四十	鉄鋼シャースリット業
二百四十一	鑄鉄管製造業
二百四十二	鉛第2次製鍊・精製業（鉛合金製造業を含む）
二百四十三	伸銅品製造業
二百四十四	銅・同合金鑄物製造業（ダイカストを除く）
二百四十五	非鉄金属鑄物製造業（銅・同合金鑄物及びダイカストを除く）
二百四十六	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百四十七	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
二百四十八	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百四十九	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）
二百五十	手引のこぎり・のこ刃製造業
二百五十一	その他の金物類製造業
二百五十二	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）
二百五十三	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
二百五十四	金属製サッシ・ドア製造業
二百五十五	製缶板金業
二百五十六	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百五十七	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）
二百五十八	粉末や金製品製造業
二百五十九	金属製品塗装業
二百六十	溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）
二百六十一	金属彫刻業

二百六十二	その他の金属表面処理業
二百六十三	くぎ製造業
二百六十四	その他の金属線製品製造業
二百六十五	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
二百六十六	金庫製造業
二百六十七	金属製スプリング製造業
二百六十八	他に分類されない金属製品製造業
二百六十九	ボイラ製造業
二百七十	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）
二百七十一	はん用内燃機関製造業
二百七十二	その他の原動機製造業
二百七十三	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
二百七十四	エレベータ・エスカレータ製造業
二百七十五	物流運搬設備製造業
二百七十六	工業窯炉製造業
二百七十七	縫製機械製造業
二百七十八	木材加工機械製造業
二百七十九	包装・荷造機械製造業
二百八十	鑄造装置製造業
二百八十一	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
二百八十二	金属工作機械製造業
二百八十三	機械工具製造業（粉末や金業を除く）
二百八十四	金属用金型・同部分品・附属品製造業
二百八十五	ロボット製造業
二百八十六	娯楽用機械製造業

二百八十七	体積計製造業
二百八十八	測量機械器具製造業
二百八十九	顕微鏡・望遠鏡等製造業
二百九十	集積回路製造業
二百九十一	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
二百九十二	電子回路基板製造業
二百九十三	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
二百九十四	電力開閉装置製造業
二百九十五	配電盤・電力制御装置製造業
二百九十六	配線器具・配線附属品製造業
二百九十七	電気溶接機製造業
二百九十八	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
二百九十九	電球製造業
三百	電気照明器具製造業
三百一	X線装置製造業
三百二	医療用計測器製造業
三百三	携帯電話機・PHS電話機製造業
三百四	デジタルカメラ製造業
三百五	自動車製造業（二輪自動車を含む）
三百六	自動車車体・随車製造業
三百七	自動車部品・附属品製造業
三百八	航空機製造業
三百九	航空機用原動機製造業
三百十	その他の航空機部品・補助装置製造業
三百十一	自転車・同部品製造業
三百十二	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業

三百十三	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業
三百十四	その他の貴金属製品製造業
三百十五	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）
三百十六	造花・装飾用羽毛製造業
三百十七	ボタン製造業
三百十八	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百十九	その他の装身具・装飾品製造業
三百二十	運動用具製造業
三百二十一	漆器製造業
三百二十二	うちわ・扇子・ちようちん製造業
三百二十三	その他の生活雑貨製品製造業
三百二十四	看板・標識機製造業
三百二十五	工業用模型製造業
三百二十六	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
三百二十七	眼鏡製造業（枠を含む）
三百二十八	ガス製造工場
三百二十九	ガス供給所
三百三十	電気通信に附帯するサービス業
三百三十一	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）
三百三十二	パッケージソフトウェア業
三百三十三	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）
三百三十四	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）
三百三十五	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百三十六	レコード制作業
三百三十七	ラジオ番組制作業
三百三十八	新聞業

三百三十九	出版業
三百四十	広告制作業
三百四十一	ニュース供給業
三百四十二	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百四十三	普通鉄道業
三百四十四	軌道業
三百四十五	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
三百四十六	鋼索鉄道業
三百四十七	その他の鉄道業
三百四十八	一般乗合旅客自動車運送業
三百四十九	一般乗用旅客自動車運送業
三百五十	一般貸切旅客自動車運送業
三百五十一	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）
三百五十二	特別積合せ貨物運送業
三百五十三	特定貨物自動車運送業
三百五十四	貨物軽自動車運送業
三百五十五	集配利用運送業
三百五十六	外航旅客海運業
三百五十七	外航貨物海運業
三百五十八	沿海旅客海運業
三百五十九	沿海貨物海運業
三百六十	河川水運業
三百六十一	湖沼水運業
三百六十二	内航船舶貨渡業
三百六十三	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

三百六十四	利用運送業（集配利用運送業を除く）
三百六十五	運送代理店
三百六十六	鉄道施設提供業
三百六十七	飛行場業
三百六十八	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百六十九	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）
三百七十	その他の各種商品卸売業
三百七十一	繊維原料卸売業
三百七十二	糸卸売業
三百七十三	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）
三百七十四	男子服卸売業
三百七十五	婦人・子供服卸売業
三百七十六	下着類卸売業
三百七十七	寝具類卸売業
三百七十八	靴・履物卸売業
三百七十九	かばん・袋物卸売業
三百八十	その他の身の回り品卸売業
三百八十一	米麦卸売業
三百八十二	野菜卸売業
三百八十三	果実卸売業
三百八十四	食肉卸売業
三百八十五	生鮮魚介卸売業
三百八十六	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百八十七	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百八十八	酒類卸売業
三百八十九	乾物卸売業
三百九十	飲料卸売業（酒、牛乳などを除く）

四百十七	他に分類されないその他の卸売業
四百十六	書籍・雑誌卸売業
四百十五	ジュエリー製品卸売業
四百十四	たばこ卸売業
四百十三	スポーツ用品卸売業
四百十二	肥料・飼料卸売業
四百十一	金物卸売業
四百十	紙卸売業
四百九	化粧品卸売業
四百八	その他のじゅう器卸売業
四百七	陶磁器・ガラス器卸売業
四百六	室内装飾繊維品卸売業
四百五	荒物卸売業
四百四	家具・建具卸売業
四百三	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
四百二	自動車卸売業（二輪自動車を含む）
四百一	その他の産業機械器具卸売業
四百	金属加工機械卸売業
三百九十九	建設機械・鉱山機械卸売業
三百九十八	非鉄金属スクラップ卸売業
三百九十七	石油卸売業
三百九十六	その他の化学製品卸売業
三百九十五	プラスチック卸売業
三百九十四	セメント卸売業
三百九十三	木材・竹材卸売業
三百九十二	その他の食料・飲料卸売業
三百九十一	茶類卸売業

四百四十二	家具小売業
四百四十一	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
四百四十	中古自動車小売業
四百三十九	自動車（新車）小売業
四百三十八	乾物小売業
四百三十七	茶類小売業
四百三十六	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
四百三十五	酒小売業
四百三十四	鮮魚小売業
四百三十三	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）
四百三十二	果実小売業
四百三十一	野菜小売業
四百三十	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
四百二十九	洋品雑貨・小間物小売業
四百二十八	下着類小売業
四百二十七	かばん・袋物小売業
四百二十六	履物小売業（靴を除く）
四百二十五	靴小売業
四百二十四	子供服小売業
四百二十三	婦人服小売業
四百二十二	男子服小売業
四百二十一	寝具小売業
四百二十	呉服・服地小売業
四百十九	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
四百十八	百貨店、総合スーパー

四百四十三	宗教用具小売業
四百四十四	金物小売業
四百四十五	荒物小売業
四百四十六	陶磁器・ガラス器小売業
四百四十七	他に分類されないじゅう器小売業
四百四十八	化粧品小売業
四百四十九	肥料・飼料小売業
四百五十	ガソリンスタンド
四百五十一	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
四百五十二	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
四百五十三	新聞小売業
四百五十四	紙・文房具小売業
四百五十五	スポーツ用品小売業
四百五十六	楽器小売業
四百五十七	時計・眼鏡・光学機械小売業
四百五十八	たばこ・喫煙具専門小売業
四百五十九	花・植木小売業
四百六十	ジュエリー製品小売業
四百六十一	他に分類されないその他の小売業
四百六十二	生命保険媒介業
四百六十三	建物売買業
四百六十四	土地売買業（投機を目的としないものに限る）
四百六十五	不動産代理業・仲介業
四百六十六	貸事務所業
四百六十七	土地賃貸業
四百六十八	その他の不動産賃貸業
四百六十九	貸家業

四百七十	貸間業
四百七十一	駐車場業
四百七十二	不動産管理業
四百七十三	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）
四百七十四	建設機械器具賃貸業
四百七十五	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百七十六	映画・演劇用品賃貸業
四百七十七	音楽・映像記録物賃貸業（映画フィルム賃貸業などを除く）
四百七十八	貸衣しよう業（映画・演劇用のものなどを除く）
四百七十九	他に分類されない物品賃貸業
四百八十	デザイン業
四百八十一	芸術家業
四百八十二	通訳業、通訳案内業
四百八十三	他に分類されない専門サービス業
四百八十四	測量業
四百八十五	その他の土木建築サービス業
四百八十六	写真業（商業写真業を除く）
四百八十七	商業写真業
四百八十八	旅館、ホテル
四百八十九	簡易宿所
四百九十	下宿業
四百九十一	リゾートクラブ
四百九十二	他に分類されない宿泊業
四百九十三	日本料理店
四百九十四	料亭
四百九十五	中華料理店
四百九十六	ラーメン店

四百九十七	焼肉店
四百九十八	その他の専門料理店
四百九十九	そば・うどん店
五百	すし店
五百一	酒場、ビヤホール
五百二	バー、キャバレー、ナイトクラブ
五百三	ハンバーガー店
五百四	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
五百五	他に分類されない飲食店
五百六	持ち帰り飲食サービス業
五百七	普通洗濯業
五百八	洗濯物取次業
五百九	リネンサプライ業
五百十	理容業
五百十一	美容業
五百十二	一般公衆浴場業
五百十三	その他の公衆浴場業
五百十四	洗張・染物業
五百十五	リラクゼーション業（手技を用いるもの）
五百十六	ネイルサービス業
五百十七	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百十八	旅行業（旅行者代理業を除く）
五百十九	旅行者代理業
五百二十	衣服裁縫修理業
五百二十一	火葬業
五百二十二	墓地管理業
五百二十三	葬儀業

五百二十四	結婚式場業
五百二十五	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百二十六	写真プリント、現像・焼付業
五百二十七	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百二十八	映画館
五百二十九	劇場
五百三十	興行場
五百三十一	劇団
五百三十二	楽団、舞踏団
五百三十三	演芸・スポーツ等興行団
五百三十四	競輪場
五百三十五	自動車・モータボートの競走場
五百三十六	競輪競技団
五百三十七	自動車・モータボートの競技団
五百三十八	フィットネスクラブ
五百三十九	囲碁・将棋所
五百四十	マージャンクラブ
五百四十一	パチンコホール
五百四十二	ゲームセンター
五百四十三	マリーナ業
五百四十四	芸ぎ業
五百四十五	カラオケボックス業
五百四十六	娯楽に附帯するサービス業
五百四十七	各種学校
五百四十八	音楽教授業
五百四十九	書道教授業
五百五十	生花・茶道教授業

五百五十一	外国語会話教授業
五百五十二	他に分類されない教育、学習支援業
五百五十三	一般病院
五百五十四	精神科病院
五百五十五	有床診療所
五百五十六	無床診療所
五百五十七	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師・柔道 整復師の施術所
五百五十八	その他の療術業
五百五十九	歯科技工所
五百六十	その他の児童福祉事業
五百六十一	通所・短期入所介護事業
五百六十二	その他の老人福祉・介護事業
五百六十三	し尿収集運搬業
五百六十四	し尿処分業
五百六十五	浄化槽保守点検業
五百六十六	ごみ処分業
五百六十七	特別管理産業廃棄物収集運搬業

○経済産業省告示第九十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	<p>第三条（交付の対象） 経済産業大臣は、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内を含む道県を含む）、その区域内に設置された原子力発電施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三</p>	改 正 前	<p>第三条（交付の対象） 経済産業大臣は、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内を含む道県を含む。以下「対象道県」という。）又はその区域内に設置された原子力発電施設が廃止された市町村（当該原子力発電施設の利用に供する取水路又は放水路（次条第二項において「関連設備」</p>
-------------	--	-------------	--

五百六十八	特別管理産業廃棄物処分業
五百六十九	その他の自動車整備業
五百七十	時計修理業
五百七十一	履物修理業
五百七十二	職業紹介業
五百七十三	労働者派遣業
五百七十四	複写業
五百七十五	警備業
五百七十六	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）
五百七十七	集会場

備考
1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。
一 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区
分によるものとする。
二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号、
以下「適正化法」という。）第二十一条第一号から第三号までに掲げるものについては、
公序良俗の観点から問題のないものに限る。
三 適正化法第二条第五項に規定するものを除く。
2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することが
できる期間をいう。